商品概要説明書

JA農機ハウスローン

(2024年4月1日現在)

商品名	JA農機ハウスローン			
	【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)			
	○ 当JAの組合員(正組合員・准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に従			
	事している方。			
	○ お借入時の年齢が 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が 76 歳未満の方。			
	○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします)。			
	○ 自己の住宅(家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則として			
	同一地区内の居住が1年以上の方。1年未満の場合は、自己住宅(家族名義を含む)			
	を所有し、かつ居住している方。			
	○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である			
	方。			
	○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証が受けられる方。			
	○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方。			
	※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過			
	後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ長野県農業信用基金協会の求			
ご利用	賃債務者でない方をいいます。			
いただける	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。 【法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)			
方	【伝入等】(以下の来件をすべて個にり力とします。) ○ 当JAの組合員(正組合員・准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に従			
	○ ヨ 」 Aの超音質(正超音質・電超音質)であり、展案を書んでいる方式には展案に使 事している方。			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	て直近決算期において繰越欠損金を有しない方。			
	○ 設立後1年以上3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。			
	○ 設立後1年未満の場合、役員・構成員(常勤役員)の前年度税込年収が150万円以上			
	あること。			
	○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当JAから販売業者に全額振込が可能であ			
	る方。			
	○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証が受けられる方。			
	○ 信用状況に不安のない方。			
	※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後			
	の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ長野県農業信用基金協会の求償			
	債務者でないことなどをいいます。			
	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。			
	○ 農機具の購入(中古農機を含む。)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険			
資金使途	掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。			
	○ パイプハウス等資材、建設費用。			

	○ 発電・蓄電設備の取得資金。
	○ 格納庫建設資金。
借入金額	○ 1,800万円以内かつ、所要額以内とします。
	※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,800 万円を超えることはで
	きません。
借入期間	○ 原則として1年以上10年以内とします。
	○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
出するは去	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせ
借入利率	ください。
借入方式	○ 証書借入とします。
	○ 元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは
	元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済・
	年1回返済・年2回返済・特定月増額返済(毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に
	増額して返済する方法)のいずれかをご選択いただけます。
返済方法	ただし、元金均等方式(年1回返済)の場合は、6か月ごとの利息をお支払いいただ
	きます。
	○ 返済日はあらかじめ当 J Aが定めた特定の日といたします。
	○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。
	全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
	○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
	○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。
	○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。
	○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる
	場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場
	合がございます。
	○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者
	等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。
保証	【法人の場合】
Минт	・経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)
	・大株主(総株主の議決権の過半数を保有している方など)
	【法人以外の場合】
	・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)
	・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方
	○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役
	場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意
	思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成された
	ものに限ります。
保証料	○ ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	○ 保証料率は年 % (ただし、再生可能エネルギー事業として発電・蓄電設備を取

	得する場合は年 %)となります。
手数料	○ お借入に際しては、当 J A所定の手数料が必要となります。
	また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご
	返済条件を変更される場合などにつきましても、当JA所定の手数料が必要となりま
	す。
	○ 苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店
	(所) または当組合担当部署 ^{注)} にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情
	等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	(注) 担当部署・・・当組合の窓口にお尋ねください。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けておりま
	す。
	○ 紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当組
苦情処理措	合担当部署 $^{ ext{(注)}}$ または $\mathbf{J}\mathbf{A}$ バンク相談所にお申し出ください。
置および紛	(注) 担当部署・・・当組合の窓口にお尋ねください。
争解決措置	東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)
の内容	第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)
	では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客
	様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、
	共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地
	調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は
	上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として長野県農業信用基金協会において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合も
	ございますので、予めご了承ください。
	○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および
	該当方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

J	Α	

本商品にかかる当組合の担当部署 JA みなみ信州 金融共済部 ローンセンター (電話:0265-56-2304)